

# 市民生活部市民税課

## 1 個人市県民税

### (1) 主な法令改正等

#### ア 配偶者控除の見直しについて

平成29年度税制改正により、配偶者控除の見直しが行われ、納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には控除額がてい減することとなった。

区分	納税者本人の合計所得金額	配偶者控除額 (一般)	配偶者控除額 (老人)
平成30年度まで	合計所得金額による制限なし	33万円	38万円
令和元年度以降	900万円以下	33万円	38万円
	900万円超950万円以下	22万円	26万円
	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
	1,000万円超	0円	0円

#### イ 配偶者特別控除の見直しについて

平成29年度税制改正により、配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年度までは、配偶者特別控除については、その適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が76万円未満であったが、令和元年度からは合計所得金額の上限が123万円以下に引き上げられることとなった。

また、納税者本人の合計所得金額に応じて、控除額がてい減することとなった。

#### 平成30年度までの配偶者特別控除額

配偶者の所得金額	控除額	配偶者の所得金額	控除額
38万円超 40万円未満	33万円	60万円以上～65万円未満	16万円
40万円以上 45万円未満	33万円	65万円以上～70万円未満	11万円
45万円以上 50万円未満	31万円	70万円以上～75万円未満	6万円
50万円以上 55万円未満	26万円	75万円以上～76万円未満	3万円
55万円以上 60万円未満	21万円	75万円以上	0円

#### 令和元年度以降の配偶者特別控除額

区 分	納税者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円	

※ 改正前、後ともに同様に合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者特別控除は適用されない。

(2) 課税状況

ア 個人市県民税現年度

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	年度末賦課決定額	納税義務者数	年度末賦課決定額
均 等 割	75,602人	264,593,300円	75,602人	151,196,400円
所 得 割	68,228人	7,067,161,630円	68,196人	4,709,856,570円
合 計	75,602人	7,331,754,930円	75,602人	4,861,052,970円

イ 個人市県民税過年度

課税件数	市民税年度末賦課決定額	県民税年度末賦課決定額
756件	37,731,770円	25,113,630円

ウ 法人市民税現年度

区 分	納税義務者数 (延べ件数)	確定税額
均 等 割	5,741件	566,717,000円
法 人 税 割	3,461件	1,217,129,900円
合 計	9,202件	1,783,846,900円

エ 法人市民税過年度分

区 分	納税義務者数 (延べ数)	確定税額
均 等 割	152件	8,669,000円
法 人 税 割	524件	23,617,900円
合 計	676件	32,286,900円

オ 退職所得に係る分離課税分

申告納付件数	市 民 税	県 民 税
452件	53,361,880円	35,525,620円

(3) 減免申請に基づく処理状況

ア 個人市県民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			個 人 市 民 税	個 人 県 民 税
43件	1件	42件	1,069,000円	705,800円

イ 法人市民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法 人 税 割
53件	1件	52件	3,005,000円	0円

(4) 申告相談

次のとおり申告相談を2会場で実施した。

ア 米子コンベンションセンター

米子税務署による確定申告相談と、本市による住民税申告相談を合同で実施した。

- ・相談期間 令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月) (土・日除く)
- ・相談件数 1,047件

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、住民税申告の期限を4月16日(木)まで延長し、市民税課で

受付した。

イ 米子市役所淀江支所

所得税の確定申告相談と住民税の申告相談を本市職員により実施した。

確定申告相談については、e-Tax（電子申告・納税システム）等電子システムによる申告書作成、データ送信を行った。

- ・相談期間 令和2年1月27日（月）～令和2年2月7日（金）（土・日除く）
- ・相談件数 593件

2 軽自動車税

(1) 主な法令改正等

ア 三輪以上の軽自動車にあつては平成28年度課税から、新車新規登録から13年を経過した車には、重課税率が適用されることとなった。

車 種			年 税 額			
			H27.3.31までの 登録車両 (旧税額)	H27.4.1以降の 登録車両 (新税額)	初度登録から13 年経過した車両 (重課税額)	
軽自動車	三輪（660cc以下）		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 （660 cc以下）	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

イ グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長された。

四輪以上及び三輪の軽自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新車新規登録をした車両で、その排ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、平成31年度分に限り、下表のとおり軽課税率（年税額）が適用されることとなった。

（軽四輪乗用車）

対 象 車	内 容	税 額	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	2,700円	1,800円
令和2年度燃費基準+30%達成車	税率を概ね50%軽減	5,400円	3,500円
令和2年度燃費基準+10%達成車	税率を概ね25%軽減	8,100円	5,200円

（軽四輪貨物車）

対 象 車	内 容	税 額	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	1,300円	1,000円
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減	2,500円	1,900円
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減	3,800円	2,900円

ウ 平成28年度税制改正により、令和元年10月から従前の軽自動車税は、軽自動車税（種別割）に名称が変更となり新しく軽自動車税（環境性能割）が導入されることとなった。

課税台数	調定額
291台	5,390,900円

※環境性能割は、50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した場合に適用。

(2) 課税状況（種別割）

ア 現年度分

納税義務者数	課税台数	調定額
43,719人	60,888台	448,266,100円

(車種別内訳)

種別		税額 (円)	賦課期日 台数(台)	非課税台 数(台)	減免・課税 免除台数 (台)	課税台数 (台)	調定額(円)	
原動機付自転車	第一種	2,000	2,745	0	6	2,739	5,478,000	
	第二種乙	2,000	288	0	0	288	576,000	
	第二種甲	2,400	549	0	2	547	1,312,800	
	ミニカー	3,700	62	0	0	62	229,400	
小型特殊自動車	農耕車	2,400	2,166	0	0	2,166	5,198,400	
	その他	5,900	235	0	0	235	1,386,500	
軽自動車	軽二輪	3,600	1,117	11	0	1,106	3,981,600	
	軽三輪	3,100	0	0	0	0	0	
		3,900	0	0	0	0	0	
		4,600	0	0	0	0	0	
雪上車	3,600	1	0	0	0	0		
軽自動車	四輪 貨物	自家用	4,000	5,292	39	62	5,191	20,764,000
			5,000	2,857	31	27	2,799	13,995,000
			6,000	4,232	62	48	4,122	24,732,000
			1,300	1	0	0	1	1,300
			2,500	0	0	0	0	0
			3,800	119	1	1	117	444,600
	営業用	3,000	129	0	4	125	375,000	
		3,800	76	0	0	76	288,800	
		4,500	69	0	0	69	310,500	
		1,000	0	0	0	0	0	
		1,900	0	0	0	0	0	
		2,900	15	0	0	15	43,500	

種 別			税額 (円)	賦課期日 台数 (台)	非課税台 数 (台)	減免・課税 免除台数 (台)	課税台数 (台)	調定額 (円)
軽 自 動 車	四 輪 乗 用	自家用	7,200	22,521	281	408	21,832	157,190,400
			10,800	8,773	144	162	8,467	91,443,600
			12,900	7,825	158	158	7,509	96,866,100
			2,700	0	0	0	0	0
			5,400	548	17	10	521	2,813,400
			8,100	1,782	127	22	1,633	13,227,300
	営業用	5,500	2	0	0	2	11,000	
		6,900	2	0	1	1	6,900	
		8,200	0	0	0	0	0	
		1,800	0	0	0	0	0	
		3,500	0	0	0	0	0	
		5,200	0	0	0	0	0	
	二輪の小型自動車			6,000	1,297	29	3	1,265
合 計			—	62,702	900	914	60,888	448,266,100

イ 過年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
1人	1台	6,000円

(3) 減免の状況

区 分		申請件数	減免件数	減免台数	減免税額
公益のため直接使用するもの		33 件	33 件	235 台	1,896,200円
自動車学校の生徒の教習用		2 件	2 件	10 台	56,100円
身体障害者等 に対するもの	本人が運転するもの	405 件	405 件	405 台	3,499,500円
	家族が運転するもの	200 件	200 件	200 台	1,752,200円
その構造が身体障害者の利用に供するためのもの		27 件	27 件	64 台	482,100円
合 計		667 件	667 件	914 台	7,686,100円

(4) 課税免除の状況

区 分	申請件数	免除件数	免除台数	免除税額
商品であって使用しないもの	52 件	52 件	900 台	7,637,500円

3 市たばこ税

課税状況

区 分	課税標準	税 率	調定額
旧3級品の紙巻たばこ以外	173,249,646本	1,000本につき 5,692円	986,136,970円
旧3級品の紙巻たばこ	3,714,660本	(令和元年9月30日まで) 1,000本につき 4,000円 (令和元年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円	14,816,171円
手持品	—	—	163,017円
合 計	176,964,306本	—	1,001,116,158円

4 入湯税

課税状況

課 税 標 準	税 率	調 定 額	特別徴収義務者数
405,396人	1人当たり 150円	60,809,400円	22人

5 窓口事務

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区 分	一 般	公 用	合 計
標 識 交 付 申 請	475件	0件	475件
廃 車 申 告	606件	0件	606件
変 更 申 告	102件	0件	102件
標 識 再 交 付 申 請	18件	0件	18件
標 識 弁 償	1件	0件	1件

(2) 証明取扱件数

所 得 証 明	4,923件
資 産 証 明	2,620件
住 宅 用 家 屋 証 明	665件
廃 車 証 明	56件
営 業 証 明	109件

(3) 閲覧取扱件数

閱 覧	1,013件
-----	--------

(4) 固定資産台帳複写枚数

複 写	3,304枚
-----	--------